

令和8年6月定例月議会

令和8年6月22日

産業建設常任委員会 資料

関連議案	案件名	所管局・課	ページ
議案第53号	長浜バイオインキュベーションセンター条例の一部改正について	商工振興課	2

産業観光部

所管委員会	産業建設常任委員会
関係案件	議案第53号
所管局・課	商工振興課

長浜バイオインキュベーションセンター条例の一部改正について

1 改正の趣旨・理由

第3期長浜市産業振興ビジョンに施策の展開の方向性として掲げる「新たな価値創出と成長産業分野等への事業展開」を図るため、長浜バイオインキュベーションセンターへの入居企業の対象領域を広げつつ、分野横断によるイノベーション創出及び共同研究・技術交流の活性化を促進することを目的に、本条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

入居対象者に、「バイオ関連分野の技術・知見を活用、又はバイオ関連分野の事業を補完・活性化させる事業を行う者で、バイオ産業の振興に資すると市長が認める者」を追加する。

3 施行期日

令和9年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 その他

長浜バイオインキュベーションセンター条例抜粋（第1条）

本市におけるバイオ関連分野の創業及び事業化を支援することにより、産業の振興と雇用の確保を図るため、長浜バイオインキュベーションセンター（以下「インキュベーションセンター」という。）を設置する。

新旧対象表 長浜バイオインキュベーションセンター条例の一部改正

新	旧
<p>(入居対象者等)</p> <p>第6条 研究施設へ入居できる者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>前3号に掲げる者のほか、バイオ関連分野の技術若しくは知見を活用し、又はバイオ関連分野の事業を補完若しくは活性化させる事業を行う者で、第1条の目的達成に資すると市長が認めるもの</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(入居対象者等)</p> <p>第6条 研究施設へ入居できる者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>その他第1条の目的達成のため市長が必要と認めた者</u></p> <p>2 (略)</p>